災害時における障害福祉サービス等利用者の安否確認等に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と（協定締結先）（以下「乙」という。）とは、災害時における障害福祉サービス等利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

1. この協定は、大田区の区域内で、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が運営する事業所を利用し区内に住所を有する障害福祉サービス等利用者（以下「利用者」という。）に係る安否確認及び避難所等への誘導等を円滑に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（安否確認）

1. 乙は、災害時に、大田区防災アプリ等により避難情報等を確認したときは、乙の従業員の安全を確保した上で、利用者の安否について電話等の通信手段により確認するものとする。

２　乙は、利用者の安否情報について、甲から求めがあったときは、甲に対し当該情報を報告する。

３　甲は、乙から報告のあった利用者の安否情報について、災害時の応急支援等に利用する。

（避難所等への誘導等）

1. 乙は、利用者の安否について確認したときは、必要に応じて、利用者を避難所等へ誘導等することにより、利用者の安全を確保し、心身の健康維持を図るよう努める。

（事業所情報の提供）

1. 乙は、この協定に基づく業務に従事する事業所名、事業所所在地及び事業所連絡先について、あらかじめ甲に提出するものとする。また、当該情報に変更が生じたときは、速やかに甲に届け出るものとする。

（損害補償）

1. 甲は、この協定に基づく業務に従事中、乙の従業員が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又は当該負傷や疾病により死亡し、若しくは障害が残った場合は、大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和52年条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。

（守秘義務）

1. 乙は、第２条に規定する安否確認及び第３条に規定する避難所等への誘導等により知り得た個人情報を、この協定の目的の範囲を超えて甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の終了後についても、また同様とする。

２　甲は、この協定の履行に当たり乙から提供された個人情報等をこの協定の目的を超えて利用してはならない。

（協議）

1. この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日が属する年度の末日とする。ただし、期間満了の３月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、更に１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれに記名押印の上、各１通を保管する。

令和　年　月　日

甲　住　所　東京都大田区蒲田五丁目13番14号

名　称　大田区

代表者　大田区長

乙　住所

名称

代表者